

改正

令和3年4月16日告示第107号
令和4年3月31日告示第63号
令和4年12月26日告示第173号
令和5年3月24日告示第36号
令和5年4月21日告示第73号
令和6年3月29日告示第49号
令和7年3月28日告示第47号

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市において婚姻をした夫婦に対し、婚姻に伴う費用の一部を補助することにより、当該夫婦の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策及び定住対策の推進を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、令和7年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和7年4月1日付けこ総政第56号こども家庭庁長官通知）及び浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻の届出をした夫婦のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する交付申請（以下「交付申請」という。）をする日（第7条第1項の認定を受けようとする者については、同条第2項に規定する認定の申請（以下「認定申請」という。）をする日。以下「申請日」という。）において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦
 - (2) 婚姻の届出をした日（以下「婚姻届出日」という。）において、夫婦の双方の年齢が39歳以下である夫婦
 - (3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から5月31日までの日である場合にあつては、前々年。以下「算定年」という。）の夫婦の所得を合算した額（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、算定年における貸与型奨学金の返済金額を差し引いた額）が、500万円未満である夫婦
 - (4) 申請日から継続して5年以上、夫婦の双方が本市に定住する見込みがある夫婦
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する婚姻を継続している夫婦のうち、前項第1号に該当するものは、補助対象者とする。
- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度（以下「前年度」という。）において第6条に規定する交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた夫婦であつて、当該交付決定の額が別表に規定する補助限度額未満であるもの
 - (2) 前年度において第8条に規定する認定決定（以下「認定決定」という。）を受けた夫婦
- 3 前2項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。
- (1) この告示に基づく補助金（令和6年度における交付決定の額が別表に規定する補助限

度額未滿である者が、附則第2項ただし書の規定の適用を受けて令和7年度に補助金の交付を受ける場合を除く。）、浜田市結婚新生活応援金支給要綱（令和3年浜田市告示第108号）に基づく応援金又は他の同種の補助金等の交付を受ける場合

(2) 市税を滞納している場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 住居費用支援事業

ア 住宅取得費用支援事業

イ 住宅リフォーム費用支援事業

ウ 住宅賃借費用支援事業

(2) 引越費用支援事業

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第2条第1項に該当するものは、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の写し

(2) 算定年の夫婦の双方の所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（第2条第1項第3号の規定により貸与型奨学金の返済金額を差し引く場合に限る。）

(4) 住宅を取得したことが確認できる書類の写し（住宅取得費用支援事業を利用する場合に限る。）

(5) 工事請負契約書又は請書の写し（住宅リフォーム費用支援事業を利用する場合に限る。）

(6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用支援事業を利用する場合に限る。）

(7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）、給与明細書、離職票又は離職したことが確認できる書類（無職の場合に限る。）の写し（住宅賃借費用支援事業を利用する場合に限る。）

(8) 引越しに係る領収書の写し（引越費用支援事業を利用する場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、第2条第2項第1号に該当するものにあつては浜田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続用）（様式第1号の2）に、同項第2号に該当するものにあつては浜田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書に、前項第4号から第9号までに掲げる書類を添えて、令和8年2月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、交付申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該交付申請をした者に通知するものとする。

（認定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者のうち、令和8年2月末日までに交付申請をするこ

とができないものは、あらかじめ市長の認定を受けることにより、当該年度の翌年度において交付申請をすることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、浜田市結婚新生活支援事業補助金認定申請書（様式第4号）に第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

（認定決定）

第8条 市長は、認定申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、浜田市結婚新生活支援事業補助金認定決定（却下）通知書（様式第5号）により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 第6条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和8年3月31日までに浜田市結婚新生活支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、浜田市結婚新生活支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（協力）

第14条 補助金の交付を受けた者は、国又は市長から補助事業に係る調査の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに、交付決定を受けた者（当該交付決定の額が別表に規定する補助限度額未満である者に限る。）及び認定決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年4月16日告示第107号）

この告示は、令和3年4月16日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年1月1日以後に婚姻の届出をした夫婦に係る補助金について適用する。

附 則（令和4年12月26日告示第173号）

この告示は、令和4年12月26日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第36号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月24日から施行する。

附 則（令和5年4月21日告示第73号）

この告示は、令和5年4月21日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第49号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第47号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
住居 費用 取得 支援 事業	婚姻に伴う新規の住宅（補助対象者の住所と同一の住所の住宅に限る。以下同じ。）の取得（婚姻届出日以前に取得したものである場合は、同日から1年前までに当該住宅を取得したもの（第2条第2項に該当する場合には、当該取得に係る契約を締結したもの）に限る。）に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 土地購入費 (2) 住宅ローン手数料	補助対象経費相当額 以内の額	1補助対象者当たり30万円。ただし、婚姻届出日において夫婦の双方が29歳以下である夫婦（第2条第2項に該当するものを除く。）については、60万円
住宅 リフォーム 費用 支援 事業	婚姻に伴う新規の住宅のリフォーム（婚姻届出日以前にリフォームしたものである場合は、同日から1年前までに当該リフォームに係る契約を締結したものに限り。）に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 倉庫、車庫及び外構に係る工事費 (2) 家電製品その他の備品の購入費及び設置費	補助対象経費相当額 以内の額	
住宅	婚姻に伴う新規の住宅を賃借する際に要	補助対象経費相当額	

賃借費用支援事業	<p>する経費（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。）。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 駐車場代 (2) 更新手数料 (3) 光熱水費 (4) 設備購入代</p>	<p>以内の額（勤務先から住宅手当の支給を受ける場合又は生活扶助により当該住宅に係る家賃の支給を受けている場合は、当該住宅手当及び当該家賃の支給額を控除した額）</p>	
引越費用支援事業	<p>婚姻に伴い住宅に引越しをする際（婚姻届出日以前に引越しをしたものについては、同日から1年前までに当該引越しをしたものに限る。）に要する経費（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。）。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 自らが使用する自動車の賃借料、燃料代等 (2) 報償費等 (3) 不用品の処分費等</p>	<p>補助対象経費相当額以内の額（生活扶助により当該引越しに係る経費の支給を受けている場合は、当該経費の支給額を控除した額）</p>	

備考

- 1 この表において「生活扶助」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助、住宅扶助その他の扶助をいう。
- 2 補助対象経費は、令和7年4月1日（住宅賃借費用支援事業については、次の各号に掲げる区分に応じ、同日又は当該各号に定める日のいずれか遅い日）から令和8年3月31日の間に要したものに限る。
 - (1) 婚姻届出日以前から夫婦の一方が賃借している住宅に、婚姻届出日以後に夫婦の双方が居住する場合 当該夫婦の双方が居住を開始する日
 - (2) 婚姻届出日前1年の間から夫婦の双方が居住している場合 当該夫婦の双方が居住を開始する日
 - (3) 婚姻届出日以前から夫婦の双方が居住している場合（前号に掲げる場合を除く。） 婚姻届出日
 - (4) 婚姻届出日以後に夫婦の双方が居住する場合 当該夫婦の双方が居住を開始する日
- 3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助限度額は、前年度において、この告示による補助金の交付を受けている場合は、この表に定める補助限度額から当該交付を受けた補助金の額を控除した額とする。